会　議　結　果　報　告　書

令和７年５月１４日

会議の名称	志木市情報公開・個人情報保護審議会委嘱状交付式及び 令和７年度第１回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和７年５月１４日（水）１０時００分～１１時２０分
開 催 場 所	市役所　３階　庁議室
出 席 委 員	竹前委員（会長）、大貫委員（会長職務代理）、 田中委員、羽賀委員、荷田委員、 宮原委員、山浦委員　（計７人）
欠 席 委 員	なし　（計０人）
説明員職氏名	（市政情報課）黒澤課長、所主査　（計２人）
議　題　他	１　開会 ２　委嘱状交付 ３　市長あいさつ（外立総合行政部長代理） ４　自己紹介（審議会委員・事務局職員） ５　会長及び会長職務代理の選出 ６　会長あいさつ ７　議題 ・令和６年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について ８　記念撮影 ９　閉会
結　　果	・委員に委嘱状を交付した。 ・委員の互選により、竹前委員が会長に選任された。 ・会長職務代理に大貫委員が指名された。 （傍聴者　０人）
事務局職員	外立総合行政部長、黒澤市政情報課長、所市政情報課主査、 諸隈市政情報課主任

審議内容の記録（審議経過、結論等）
１　開　会 ２　委嘱状交付 ３　市長代理（外立総合行政部長）あいさつ ４　自己紹介 　・委員及び事務局職員自己紹介 ５　会長及び会長職務代理の選出 　（１）会長の選出について 　　条例第６条第１項の規定に基づき、互選により竹前委員が会長に選任された。 　（２）会長職務代理の選出について 　　条例第６条第３項の規定に基づき、大貫委員が会長職務代理に指名された。 ６　会長あいさつ ７　議題 ・令和６年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について ＜説明＞ 　実績値の報告を行った。 ＜質疑応答＞ 委　員）法改正後、このような形で集まる機会がなかったため、令和５年度分の情報公開と個人情報保護開示請求件数（資料２）の資料をいただいていない。後日追加でいただけないか。 事務局）令和５年度分については、後日お送りする。 委　員）令和６年度の保有個人情報漏洩案件（資料３）について、質問がある。 　令和６年８月３０日に国の個人情報保護委員会へ報告をした№.１の件（重度障がい者医療費の案内通知の氏名記載誤りの件）については、委託事業者の不注意により発生したものか。また、案内の氏名記載誤りがあったのは、１人分かそれとも複数人いたのか。 事務局）№.１の件については委託業者ではなく、市職員が行った業務で発生したものである。人数については、後日担当する所属に確認し、お知らせすることとさせていただきたい。 委　員）同じく資料３の№.２の件（県健康づくり事業団のサイバー攻撃による、Ｘ線画像等の情報漏洩について）は、市のシステムがサイバー攻撃にあった

ものではないのか。

事務局）市のシステムがサイバー攻撃を受けたのではない。県健康づくり事業団が保有する情報であり、対象は志木市民だけに限らない。

委　員）新しい方や久しぶりの委員の皆さんがわかるように、用語の解説や情報漏洩案件を受けた後の流れのようなものをいただけないか。例えば、資料２の「存否拒否」がどのような取り扱いをするのかとか、「個人情報保護委員会」がこの志木市個人情報保護審議会とどのように異なるのかについて。

また、個人情報保護開示請求件数（資料２）は公表しているのか？公表している場合、そこを委員が自主的に確認するというのではなく、事務局から情報をいただきたい。令和５年度分も同様である。

事務局）令和５年に法改正がなされ、市で個人情報の漏洩案件があった場合、直接、速やかに国の個人情報保護委員会へ報告することになっている。全国的に同様の方法を取っている。よって、現在は、この市の個人情報保護審議会で諮問する案件がないのが現状。

用語の解説や情報漏洩案件があった際のその後の事後処理については、改めて資料をお渡しする。

委　員）漏洩案件があった際、国の個人情報保護委員会と、市の個人情報保護審議会の役割は明確化できているのか。

事務局）以前は、国の個人情報保護委員会がなかったため、市の個人情報保護審議会に案件の報告だけでなく、市が業務委託をする場合の情報漏洩を防ぐための方策も審議していた。国への即時の報告は法で決められているが、審議会へ諮問して何か対策等を審議する必要性がなくなってしまった。

委　員）確かに令和５年３月に法改正があって、今まで市の個人情報保護審議会で行っていた業務が国の個人情報保護委員会に集約されてしまった。今までは、年３、４回くらいだと思うが、情報漏洩案件の報告だけでなく、情報漏洩対策などについても諮問があり検討していたがその機会がなくなり、この審議会で審議するものがなくなってしまったのは確かである。

委　員）そうなると、この審議会自体意味がないのではないか。

事務局）個人情報保護については国の委員会に統一されたが、情報公開の部分は残っているため、ほとんどの自治体はこの審議会を存続している。また、何をどう審議するかは、国に情報漏洩案件を期限内に報告をすれば開催内容等に特に決まりはないため、比較的自由に各自治体で考えて実施する傾向にある。

委　員）新しい制度になって審議会の立て直しが必要だと思う。報告案件だけで集まるより、諮問と答申という方法は取れないが、国に漏洩案件を報告して

も多くの市の中の１つであり、フィードバック等は非常に時間がかかるか、それすらないという可能性もある。そうであれば、漏洩案件が発生した際に国の回答を待つより、直接市の担当課の職員から報告を受け、皆で話し合い最善な対処方法や事後対策について話し合ってもよいと思う。

委　員）資料３の令和６年度情報漏洩の報告を見ても、全ての案件について集まって審議する必要はなく、例えば、№２の事例のように、市ではなく健康づくり事業団で対策するものなどは、書面で報告をいただければよいと思う。情報はいただきたいので、国の個人情報保護委員会に報告した案件はその都度情報はいただきたい。

情報は共有していただき、やり方は会長と事務局で話し合っていただければと思う。

会　長）国の個人情報保護委員会に報告した案件についての審議会への報告の方法については、後で事務局と相談し、皆さんに改めてお示しする。いずれにしても、漏洩案件等に関しては、国の結果を待たずに速やかに審議会で情報を共有した方がよいと考える。

８　記念撮影

９　閉　会